

# 平成21年第7回更別村議会臨時会会議録

平成21年11月30日

平成 21 年第 7 回更別村議会臨時会が更別村役場に招集された。

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 吉本 正美  
書記 佐藤ちはる

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>議長</p> | <p style="text-align: center;">議 事</p> <p>ただいまの出席議員は7名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより平成 21 年第 7 回更別村議会臨時会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10 時 00 分)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>議長</p> | <p>村長より招集の挨拶があります。</p> <p style="text-align: center;">岡出村長</p> <p>本日ここに、平成 21 年第 7 回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、師走を前にいたしまして大変ご多忙の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>現在、村においては、平成 22 年度当初予算の編成作業を進めているところでございますが、国においても、現在もなお、事業仕分け作業を終えたばかりで、予算編成過程にございまして、そのため、まだ地方財政に関する情報が極めて少ない状況にあるわけであります。このため、新年度予算編成に苦慮をいたしているところでございますが、現下の厳しい環境を考えますと、住民生活に影響のないよう、また目指す村づくりに支障のないようにしていかなければならないと思っているところでございます。</p> <p>本臨時会におきましては、国の人事院勧告に基づくところの議会議員の報酬、特別職並びに職員の給与関係条例の改正 4 件と、10 月 30 日付けにて新型インフルエンザ緊急対策として、予防注射関係費用について、補正予算の専決処分をさせていただいておりますけれども、この承認をお願いする 1 件となっております。</p> <p>ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げ、開会のご挨拶といたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>村長の挨拶が終わりました。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10 時 03 分)</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

|         |   |                                                                                                                                                                  |
|---------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議       | 長 | 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。<br>会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において、7 番本多さん、1 番赤津さんを指名いたします                                                                              |
| 議       | 長 | 日程第 2、議会運営委員長報告を行います。<br>さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本臨時会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。                                                                          |
| 議会運営委員長 |   | 堂場議会運営委員長<br>議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。<br>さきに、第 7 回村議会臨時会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 11 月 30 日、午前 9 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。 |
|         |   | その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日 1 日間とすることが適当であると認められました。                                                                                                     |
|         |   | 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。                                                                                                       |
| 議       | 長 | 委員長の報告が終わりました。                                                                                                                                                   |
| 議       | 長 | なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。<br>日程第 3、会期決定の件を議題といたします。<br>おはかりいたします。<br>本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。<br>これにご異議ありませんか。                                            |
| 議       | 長 | (異議なしの声あり)<br>異議なしと認めます。                                                                                                                                         |
| 議       | 長 | したがって、会期は 1 日間と決定しました。<br>日程第 4、諸般の報告をいたします。<br>諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承ください。                                                                             |
| 議       | 長 | 日程第 5、一般行政報告を行います。<br>一般行政報告は文書で配布されております。<br>これで村長からの一般行政報告を終わります。<br>これから一般行政報告に対する質疑を行います。<br>質疑の発言を許します。<br>(ありませんの声あり)                                      |
| 議       | 長 | 質疑なしと認めます。<br>これで質疑を終わります。                                                                                                                                       |
| 議       | 長 | 日程第 6、承認第 1 号、平成 21 年度更別村一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の承認を求める件を議題といたします。<br>提案理由の説明を求めます。                                                                                 |
| 村       | 長 | 岡出村長<br>承認第 1 号、平成 21 年度更別村一般会計補正予算（第 6 号）の専                                                                                                                     |

決処分の承認を求める件でございます。

平成 21 年度更別村一般会計補正予算（第 6 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める件でございます。

理由といたしましては、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

1 枚めくっていただきますと、専決第 1 号、専決処分書の写しでございます。

平成 21 年度更別村一般会計補正予算（第 6 号）を別紙のとおり専決処分するということであります。

理由といたしましては、歳入歳出予算について、新型インフルエンザワクチン任意予防接種に対する経費のうち、市町村民税非課税世帯に対する負担軽減及び優先接種対象者に対する負担軽減のため緊急に補正する必要を生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分するものであるということでございまして、国の接種方針が示されましてから実施に至るまで住民周知を含めて時間的余裕がなく、緊急措置として専決処分させていただいたものでございます。

別紙に専決処分いたしました補正予算の内容を示してございますが、予算書を見ていただきたいと存じます。

平成 21 年度更別村一般会計補正予算（第 6 号）でございます。

第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,904 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,979,678 千円とするものでございます。

第 2 項につきましては、ご参照いただきたいと存じます。

内容でありますけれども、歳出の 6 ページをお願い申し上げます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費に 5,904 千円を追加するものであります。

内容といたしましては、12 の役務費で 203 千円、この経費につきましては、住民周知のための郵便料ということです。19 の負担金補助及び交付金で 5,701 千円となつてございまして、新型インフルエンザ予防接種助成金でございます。低所得世帯は非課税並びに保護世帯でございますが、対象者 384 人とカウントいたしまして、接種率が 70%、269 名分をみたものでございます。1 人当たり 6,150 円かかりますので、1,654,350 円見たところでございます。その他の世帯といたしましては、対象者 1,577 人に対しまして接種率を平均 62%とみまして 975 名分、これにつきましては 1 回あたり 1,000 円の負担金をいただくこととしてございますので、実質的に 1 人 4,150 円の補助となります。4,046,250 円の補助を予算化いたしましたところでございます。合計で 5,700,600 円となりまして、5,701 千円を予算措置させていただきました。

接種優先対象者といたしましては、基礎疾患のある者、231 名、妊

|         |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |   | <p>婦 18 名、1 歳から就学未満児につきましては 113 名、小学校 1 年生から 3 年生まで 55 名、1 歳未満児の保護者については 21 名をカウントいたしましたところでございます。その他の接種者につきましては、小 4 から 6 年生まで 65 名、中学生 69 名、高校生 62 名、65 歳以上 610 人、合計 1,244 名を対象として予算措置をさせていただいたところであります。</p> <p>続きまして歳入のご説明をさせていただきます。</p> <p>5 ページをお願い申し上げます。</p> <p>財源といたしましては、款 9 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税、4,664 千円を措置させていただきました。</p> <p>款 14 道支出金、項 2 道補助金、目 3 衛生費道補助金、1,240 千円、これは補助金でございまして、低所得者世帯分にかかる費用の 4 分の 3 が補助金として交付されるということでございます。</p> <p>以上、説明を申し上げます。</p> <p>よろしくお願い申し上げます。</p> |
| 議       | 長 | <p>説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 3 番菊地議員 |   | <p>3 番 菊地さん</p> <p>ただ今の説明でよくわかったのですが、具体的に接種を希望される方が各医療機関に接種を受けに行った時の支払方法というのは、どのような手順なのでしょうか。お聞かせ下さい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議       | 長 | <p>真鍋保健福祉課長</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 保健福祉課長  |   | <p>支払方法につきましては、村内につきましては現物給付ということで、窓口で自分の自己負担分、基本的には 1,000 円を負担する。低所得者につきましては、全額助成という考えですので、自己負担は伴っておりません。</p> <p>また、村外の医療機関で接種を行った場合は、いったんその医療機関でお支払いをいただいて、村の方に領収書を持参していただいて、申請行為をしていただいて、償還払いということでございます。基本的には口座の方に振り込むということで助成措置を行っております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議       | 長 | <p>他に質疑はありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|         |   | <p>(ありませんの声あり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議       | 長 | <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから本案に対する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|         |   | <p>(原案賛成の声あり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議       | 長 | <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから承認第 1 号、平成 21 年度更別村一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の承認の件を採決いたします。</p> <p>本案は、承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

議

長

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

日程第7、議案第67号、更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村

長

岡出村長

議案第67号、更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

理由といたしまして、更別村議会議員の期末手当について、国家公務員の期末手当に準じて改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

1枚めくっていただきまして、改正条例の本文でございますが、これにつきましては、資料を提出させていただいております。

資料の1ページをご覧になっていただきたいと思います。

ここには条例改正についての新旧対照表を掲げてございます。

現行と改正後と比較させていただいておりますけれども、第5条の第2項で期末手当の額は、現行6月1日に在職する者は、100分の120、12月1日に在職する者は、100分の230となっておりますものを、6月1日に在職する者は、100分の110、12月1日に在職する者は、100分の305ということにさせていただくものであります。

これにつきましては、今年の人事院勧告によりまして国家公務員の期末勤勉手当につきましては、6月、12月合わせて100分の415となったことによりまして、これに合わせる形で改正させていただくものでございます。

なお、本年6月手当につきましては、暫定措置といたしまして、100分の10を附則規定によって支給の凍結をさせていただいているところであります。今回の改正によりまして、6月、12月を合わせまして、314千円の減額となるわけでございます。この減額分につきましては12月定例会にて補正をさせていただきたく思っているところでございます。

附則といたしまして、この条例は平成21年12月1日から施行するというようにしてございます。

以上、説明とさせていただきます。

議

長

よろしくお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

議

長

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

議

長

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 67 号、更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長

日程第 8、議案第 68 号、更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村

長

議案第 68 号、更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしましては、更別村特別職の職員で常勤のものの期末手当について、国家公務員の期末手当に準じて改正するため、この条例を制定しようとするものでございます。

1 枚めくっていただきますと、改正条例の本文でございますが、これにつきましても、資料を提出してございます。

資料の 2 ページをご覧になっていただきたいと思います。

新旧対照表でございます。

第 4 条第 2 項で、6 月 1 日に在職する者につきましては、100 分の 210、12 月 1 日に在職する者につきましては、100 分の 230 となっておりまして、改正後では、6 月 1 日に在職する者を、100 分の 190、12 月 1 日に在職する者につきましては、100 分の 225 と合わせて 100 分の 415 とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 21 年 12 月 1 日から施行するというところでございます。

改正趣旨は、議案第 67 号と同じでございます。本年 6 月手当につきましては、100 分の 20 を暫定的に支給凍結といたしているものでございます。今回の改正によりまして、6 月分を含めまして村長、副村長合わせまして、326 千円減額となるものでございます。

本件につきましても、12 月定例会にて減額補正をさせていただくものでございます。

議

長

よろしくお申し上げて提案説明といたします。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

|   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 | 長 | <p>質疑なしと認めます。<br/>これで質疑を終わります。<br/>これから本案に対する討論を行います。<br/>討論の発言を許します。<br/>(原案賛成の声あり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議 | 長 | <p>これで討論を終わります。<br/>これから議案第 68 号、更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。<br/>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。<br/>(異議なしの声あり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議 | 長 | <p>異議なしと認めます。<br/>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 | 長 | <p>日程第 9、議案第 69 号、更別村教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。<br/>提案理由の説明を求めます。<br/>岡出村長</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 村 | 長 | <p>議案第 69 号、更別村教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。<br/>更別村教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。<br/>理由といたしましては、第 68 号議案と同様でございますので、省略をさせていただきます。<br/>本件につきましても、資料といたしまして 3 ページに新旧対照表をお示ししてございますので、ご参照いただきたいと存じます。<br/>今回の改正によりまして、6 月分を含めて 142 千円の減額となるものでございます。本件につきましても 12 月定例会にて減額補正をさせていただきますものでございます。<br/>よろしくお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。<br/>説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。<br/>質疑の発言を許します。<br/>(ありませんの声あり)</p> |
| 議 | 長 | <p>質疑なしと認めます。<br/>これで質疑を終わります。<br/>これから本案に対する討論を行います。<br/>討論の発言を許します。<br/>(原案賛成の声あり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議 | 長 | <p>これで討論を終わります。<br/>これから議案第 69 号、更別村教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|     |   |                                                                                                                   |
|-----|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |   | 決いたします。                                                                                                           |
|     |   | 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。                                                                                       |
|     |   | (異議なしの声あり)                                                                                                        |
| 議   | 長 | 異議なしと認めます。                                                                                                        |
|     |   | したがって、本案は原案のとおり可決されました。                                                                                           |
| 議   | 長 | 日程第 10、議案第 70 号、更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。                                                           |
|     |   | 提案理由の説明を求めます。                                                                                                     |
|     |   | 岡出村長                                                                                                              |
| 村   | 長 | 議案第 70 号、更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。                                                                     |
|     |   | 更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。                                                                     |
|     |   | 理由といたしましては、更別村職員の給与について、国家公務員の取扱いに準じた改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。                                                |
|     |   | 次から改正条例の本文でございますが、これにつきましても関係資料の提出をいたしているところでございます。                                                               |
|     |   | 職員につきましては期末勤勉手当に加えまして本給、本俸を人事院勧告に基づいて 4 月に遡って減額することといたしているところでございます。期末勤勉手当、本給を合わせまして全体で 11,707 千円の減額となるところでございます。 |
|     |   | これにつきましても、12 月定例会にて減額補正をさせていただくものでございます。                                                                          |
|     |   | なお、若園総務課長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。                                                                           |
|     |   | 以上、提案説明といたします。                                                                                                    |
| 議   | 長 | 若園総務課長                                                                                                            |
| 総務課 | 長 | (議案第 70 号、更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について補足説明を行った)                                                              |
| 議   | 長 | 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。                                                                                    |
|     |   | 質疑の発言を許します。                                                                                                       |
|     |   | (ありませんの声あり)                                                                                                       |
| 議   | 長 | 質疑なしと認めます。                                                                                                        |
|     |   | これで質疑を終わります。                                                                                                      |
|     |   | これから本案に対する討論を行います。                                                                                                |
|     |   | 討論の発言を許します。                                                                                                       |
|     |   | (原案賛成の声あり)                                                                                                        |
| 議   | 長 | これで討論を終わります。                                                                                                      |
|     |   | これから議案第 70 号、更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。                                                               |
|     |   | 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。                                                                                       |



議

長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件は、全部終了いたしました。

これにて、平成 21 年第 7 回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(10 時 43 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 21 年 11 月 30 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 本 多 芳 宏

同 議員 赤 津 寛一郎